

令和3年第2回上富田町議会臨時会会議録

(第1日)

○開会期日 令和3年11月30日午前9時57分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（12名）

1番	山本哲也	2番	正垣耕平
3番	家根谷美智子	4番	大石哲雄
5番	中井照恵	6番	吉本和広
7番	田上明人	8番	松井孝恵
9番	檜木正行	10番	九鬼裕見子
11番	山本明生	12番	木本眞次

欠席議員（なし）

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長	檜山裕子	副局長	小倉一仁
------	------	-----	------

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	奥田誠	副町長	山本敏章
教育長	宮内一裕	総務課長	水口和洋
総務課副課長	中島正博	振興課長	平尾好孝
振興課副課長	吉田忠弘	建設課長	栗田信孝
建設課副課長	山根康生	建設課副課長	谷本和久

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について

- 日程第 3 報告第 17 号 令和 3 年度上富田町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 4 議案第 66 号 職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 67 号 町長等の給与及び旅費に関する条例及び上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例

△開 会 午前9時57分

○議長（大石哲雄）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第2回上富田町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。また、地方自治法第121条の規定により出席要求した本臨時会の説明員についても、お手元に配付をしております。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大石哲雄）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において7番、田上明人君、8番、松井孝恵君を指名いたします。

△日程第2 会期の決定

○議長（大石哲雄）

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、会期は1日間に決しました。

町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

皆さん、改めましておはようございます。

本日ここに令和3年第2回上富田町議会臨時会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私とも誠にお忙しい中ご参集を賜りましたこと、厚くお礼を申し上げます。

ます。また、平素は町政発展のために格別のご尽力とご協力を賜り、重ねて感謝申し上げます。

それでは、本臨時会に上程しご審議をお願いします議案につきまして、その内容をご説明いたします。

報告第17号、令和3年度上富田町一般会計補正予算（第4号）でございます。

今回、補正前の額に5,570万円を追加し、予算総額を68億2,448万7,000円と定めています。商工費で、町内事業者への持続化支援金事業として5,220万円、土木費で、弁護士への訴訟業務委託料として350万円を措置しています。また、裁判が長期化することも考えられるため、債務負担行為で令和6年度まで700万円を設定しています。一方、歳入につきましては、国庫支出金、繰入金を見込み措置しています。10月7日付で専決処分をしましたので、これを報告し承認を求めます。

次に、議案第66号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案でございます。本年度の人事院勧告及び和歌山県人事委員会勧告に鑑み、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第67号、町長等の給与及び旅費に関する条例及び上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例案でございます。

この条例は、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例に準じて、本条例の一部を改正するものであります。

以上が本臨時会に上程します議案の概要であります。詳細につきましては、担当課長、副課長より説明いたしますので、ご審議の上ご承認を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

△日程第3 報告第17号～日程第5 議案第67号

○議長（大石哲雄）

この際、日程第3 報告第17号、令和3年度上富田町一般会計補正予算（第4号）の件から日程第5 議案第67号、町長等の給与及び旅費に関する条例及び上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の件まで3件を一括議題といたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

総務課副課長、中島君。

○総務課副課長（中島正博）

おはようございます。私からは、報告第17号についてご説明をいたします。

報告第17号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第10号、令和3年度上富田町一般会計補正予算（第4号）。

令和3年11月30日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

専決第10号、令和3年度上富田町一般会計補正予算（第4号）。

令和3年度上富田町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,570万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億2,448万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和3年10月7日専決、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入です。

15款国庫支出金の2項国庫補助金で、補正前の額に1,360万5,000円を追加し3億788万2,000円と定めています。

19款繰入金、2項基金繰入金で4,209万6,000円を追加。

歳入合計では5,570万円を追加し、68億2,448万7,000円と定めています。

歳出です。

6款商工費の1項商工費で、補正前の額に5,220万円を追加し1億9,982万9,000円と定めています。

7款土木費の1項土木管理費で350万円を追加しています。

歳出合計では5,570万円を追加し、68億2,448万7,000円と定めています。

次のページをお願いします。

第2表 債務負担行為です。

事項、訴訟業務委託料、期間、令和4年度から令和6年度、限度額700万円と定めています。

次のページをお願いします。

次のページ、歳入歳出補正予算事項別明細書。

1、総括につきましては、このページから7ページまでは、恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

各内訳について歳出から説明いたしますので、10ページをお願いいたします。

10ページでございます。

歳出です。

6款商工費の1項商工費、5目上富田町飲食・宿泊・サービス業等事業者支援金事業費で、今回新たに5,220万円を追加しています。

主なものは、18節負担金、補助及び交付金で5,205万円、事業者持続化支援金、このほか必要な事務費を措置してございます。

この事業者持続化支援金は、令和3年7月から9月までのいずれかの月におきまして、前年もしくは前々年の同月比10%減少した事業所に対し、従業員数に応じまして15万円から60万円を支給するものでございます。県の制度、こちらは30%以上減少した事業所を対象にしてございますが、本町では10%と枠を広げて措置してございます。

次にまいります。

7款土木費の1項土木管理費、1目土木総務費で350万円を追加してございます。訴訟業務委託料でございます。

それでは、歳入の説明をいたしますので、8ページをお願いいたします。

8ページでございます。

歳入、15款国庫支出金の2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金で1,360万5,000円を追加、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

19款繰入金の2項基金繰入金、4目財政調整基金繰入金で4,209万5,000円の追加、こちらは今回の補正において必要な一般財源を補填するものでございます。

以上が今回専決いたしました補正予算の内容でございます。何とぞご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

水口君。

○総務課長（水口和洋）

私から、議案第66号と議案第67号についてご説明いたします。

議案第66号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の給与等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和3年11月30日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例（案）。

職員の給与等に関する条例の一部改正。

この条例につきましては、本年度の人事院勧告及び和歌山県人事委員会勧告を尊重し、本条例の一部を改正するものでございます。

本年度の人事院勧告は、ボーナスを年間4.45から4.3とし、年間0.15月分引き下げるもので、引下げを期末手当に配分し、令和3年12月支給分から実施する改定を行うものであります。

それでは、改正条文をお願いいたします。

第1条、職員の給料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に改める。

これは期末手当に関する改正で、支給割合を0.15月分引き下げ、年間2.55月分から2.4月分とするものであります。

次に、第2条として、第19条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に改める。

これは期末手当の年間2.4月分を6月支給分と12月支給分について均等にするための規定であります。

附則で、この条例は公布の日から施行する、ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行するとしてございます。

参考資料としまして新旧対照表を2ページから添付しておりますので、ご参照よろしくをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第67号をお願いいたします。

議案第67号、町長等の給与及び旅費に関する条例及び上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例。

町長等の給与及び旅費に関する条例及び上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を別紙のように改正する。

令和3年11月30日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

町長等の給与及び旅費に関する条例及び上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給

条例の一部を改正する条例（案）。

町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正。

この条例につきましては、職員の給料等に関する条例の一部改正に準じて、本条例の一部を改正するものでございます。

内容としましては、期末手当の支給月数を年間2.65月分から2.5月分とし、年間0.15月分引き下げるもので、令和3年12月支給分から実施するものであります。

それでは、改正条文をお願いいたします。

第1条、第2条につきましては、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正、第3条、第4条につきましては、上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部改正となります。

第1条、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の132.5」を「100分の117.5」に改める。

これは期末手当に関する改正で、支給割合を0.15月分引き下げ、年間2.65月分から2.5月分とするものであります。

第2条、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の117.5」を「100分の125」に改める。

これにつきましては、期末手当の年間2.5月分を6月支給と12月支給について均等にするための規定であります。

上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部改正。

第3条、上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の132.5」を「100分の117.5」に改める。

これは第1条と同様に期末手当に関する改正で、支給割合を0.15月分引き下げ、年間2.65月分から2.5月分とするものであります。

第4条、上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の117.5」を「100分の125」に改める。

これは、第2条と同様に期末手当の年間2.5月分を6月支給と12月支給について均等にするための規定であります。

附則で、この条例は公布の日から施行する、ただし、第2条及び第4条の規定は、令和4年4月1日から施行するとしてございます。

参考資料としまして2ページから新旧対照表を添付しておりますので、ご参照をよろしくお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

以上をもって提案理由の説明を終わります。

これより審議に入ります。

各議案の賛否の際、原則として起立であります。檜木議員より挙手の申出がございますので、これを許可いたします。

△日程第3 報告第17号

○議長（大石哲雄）

日程第3 報告第17号、令和3年度上富田町一般会計補正予算（第4号）の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、木本君。

○12番（木本眞次）

3ページで債務負担行為がされています。これは僕は賛成ですけれども、例えば、この間の、向こうの訴訟来たの見たら、弁護士が3人、向こうつけているんですね。こちらは何人を予定していますか。その点よろしく願います。

○議長（大石哲雄）

水口君。

○総務課長（水口和洋）

お答えします。

相手方は3名おられますが、こちらは1名で当初行く予定としております。その後、裁判が長引くようであれば、委託させていただく弁護士と相談しながら、人数を増やすなりということは一応受託させていただく、弁護士の方に相談しております。

以上です。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ございませんか。質疑なしでいいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、報告第17号、令和3年度上富田町一般会計補正予算（第4号）の専決処分について承認を求める件を採決します。

本案は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決しました。

△日程第4 議案第66号

○議長（大石哲雄）

日程第4 議案第66号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、吉本君。

○6番（吉本和広）

質問します。

国の給与関係閣僚会議の議事録を見ますと、現在、政府は100年に一度の危機とも言われる新型コロナウイルス感染拡大による経済的打撃を受けた企業、国民に対する各種支援に取り組んでいるほか、成長と分配の好循環やコロナ後の新しい社会の開拓に向けて、あらゆる政策を動員しつつ取組をしているところと承知しています。

人事院勧告は民間準拠に基づくものではありませんが、その一方で、国家公務員の給与のほか、地方公務員の給与や、病院、学校など民間事業者の給与にも事実上影響を及ぼす国家公務員のボーナス引下げは、コロナ禍から回復途上にある我が国経済にマイナスの影響を与えることも念頭に置きつつ対応していくことが重要だというような議論が行われております。

また、令和3年度の引下げに相当する額については、令和4年度6月のボーナスを減額することにより調整を行うのが適当であるという結論に達しております。それに基づいて、総務副大臣より地方公務員の給与改定等に関する取扱いについてという通知が国から地方に出されています。

その中で、「勧告どおり期末手当の支給月数を引き下げるが、令和3年度の引下げに

相当する額については、令和4年4月の期末手当から減額することで調整を行うこととしたところである」、「地方公務員の給与については、各地方自治体において、地方公務員法の趣旨に沿って適切に対応するとともに、令和3年度の期末手当の引下げに相当する額の調整時期については、地域の実情を踏まえつつ、国家公務員の取扱いを基本として対応すること」ということで通知が出されています。

毎年国の通知に基づいた方向で人勧については上富田町は行われていると思うんですが、2点質問ですが、今年度はなぜ12月で行うということになったのか、その点について説明ください。

もう一点は、コロナの状況での経済に及ぼす影響という点で、橋本市等は来年6月に行うと、そして、今年度分については実施しないと、来年度分から行うというような方向でなっておりますが、そのような現在の情勢を見たときに、本年度については行わず来年度から行うと、6月で、そのような考え方はなかったのかという点について質問します。

○議長（大石哲雄）

水口君。

○総務課長（水口和洋）

お答えをいたします。

本来、国の給与改正法は、11月30日までに今までは全部改正が通っております。今回初めてのことで、上富田町、町当局としましても、この国の給与法の改正をずっと待っておったんですが、改正が11月30日、本日までにされないということを見込みまして、どうすべきかということを検討させていただきました。

それで、県も、昨日の議会の放送を見ておりますと、12月ボーナスから減額するというのを発表されておりましたので、付近市町村等も聞き合わせを行い、12月のボーナスから反映させていただくことにさせていただきました。和歌山県の人事委員会の勧告を遵守しております。

それと、職員組合等にも協議を行いまして、12月ボーナス及び6月ボーナスについて、来年の6月のボーナスで一括して減額することにすれば、かなり影響額が大きくなりますので、それについてローン等を組まれている方たちに影響がちょっと大きいということで、12月と6月の2回に分けて減額、ああ、6月については去年の改正によって下がりますので、その部分の影響額も大きいので、できれば12月と6月で薄く影響を与えてもらうほうが望ましいという回答もいただいております。それをもちまして、12月で減額のことを決めさせていただきました。

人事院勧告と和歌山県の人事委員会の勧告を尊重しております。

以上です。

○議長（大石哲雄）

6番、吉本君。

○6番（吉本和広）

ちょっと1点、私も過去の認識で間違っておったんですけども、県の人勧は県の職員にするべきもので、例えば和歌山市であれば、和歌山県でいえば和歌山市だけが自治体の人事委員会を持っている。だから、和歌山市は、人事委員会が人勧を出すということになっていると思うんです。ただ、他の市町村については、国の人勧に基づいて自分のところの地域の労働者との賃金比較を行って決めていくというスタイルになると思うので、県でやったからといって県に従うということではないと思うんです。

だから、国の通知に基づいて行っていくというのが筋だと思うんですが、いかがですか。

○議長（大石哲雄）

水口君。

○総務課長（水口和洋）

本来、給与改正法が11月30日までに改正されるのであれば、そちらを遵守してきたかったですけれども、国の給与法の改正が11月30日までに通らないということを見込みましたので、人事院勧告については、町当局のほうで検討させていただきました。

6月で12月減額分を影響させるのであれば、これに影響額がかなり大きい、仮に言えば12月で5万円、今年の改正を来年の6月で均等に割りますので、その分についても大体5万円程度発生してくるということで、5万円5万円の6月と12月の減額であれば、それほど影響はないと思うんですけども、6月で10万円を一気に下げられると言え、それを当てにしてローン等を組まれている職員もおれば、その分が影響額が大きいということで、12月で調整をさせていただくことを決めさせていただきました。職員組合についても、これについてはご了承いただいております。

国の法律を、今までは人事院勧告を守ってきましたけれども、11月30日までに国の給与法が改正されなかったということで、この判断については、県等の動向、付近市町村の動向を見ながら判断をさせていただきました。

以上です。

○議長（大石哲雄）

6番、吉本君。

○6番（吉本和広）

県の人勸とは違うということの認識がちょっと曖昧な感じがするんですけども、先ほど述べたのは。だから、やっぱり国に基づいて地方自治体が判断するという認識をちゃんと持っておかなくちゃいけないんじゃないかなと思うんですけども、いかがですか。

○議長（大石哲雄）

水口君。

○総務課長（水口和洋）

一応、判断材料としまして、国の給与法の改正を一番念頭に置きますけれども、国が改正されなかったんで、県、付近市町村のどういう状況で減額を検討しているのかの聞き合わせを行いまして、町で職員組合等とも協議を行って判断させていただきました。

以上です。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

6番、吉本君。

○6番（吉本和広）

議案第66号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例に対する反対討論を行います。

全国の公務員は、コロナ禍や頻発する自然災害をはじめ、国民の命や暮らし、権利を守るために、コロナ感染を恐れながらも公務労働は現場で奮闘しています。上富田町の職員さんは、コロナ禍の中、休日勤務のワクチン接種業務をはじめ、町民への給付事業、事業者への持続化給付金事業などの様々な業務にこの間奮闘しています。

ワクチン接種業務は初めての取組で、トラブルが起きないようにとの心労も多かったと思います。町民からも、上富田町のワクチン接種は町職員の奮闘で混乱もなくスムーズでよかった、障害者の方の接種においてもお母さんから、職員の方が声かけしてくれ、緊張した子供がリラックスして受けることもできてよかったと、丁寧な対応に感謝されていました。

コロナの影響で悪化する日本経済の立て直しを図るためには、全ての労働者の賃上げ

で内需を拡大することが求められます。日本経済は10%への消費税増税の影響で深刻な不況に陥り、その最中に新型コロナウイルス感染症が拡大した影響で極めて厳しい状況にあり、生活悪化にも拍車がかかっています。現在の日本経済や国民の生活の実態を顧みると、公務員の賃上げで労働者全体の賃上げにつなげて内需を拡大していくべきであると考えます。

新型コロナの影響で公務員の賃金が引下げになれば、来年の民間の賃金がベアゼロや賃下げが強まり、来年度の人事院勧告に向けて悪影響が及ぶことも考えられ、経済がしぼんでいくという負のスパイラルに陥ってしまう可能性も否定できません。地域経済、日本経済を立て直していくためにも、町職員の期末手当を削減するべきではありません。よって、本議案に反対します。

以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

12番、木本君。

○12番（木本眞次）

議案第66号に賛成いたします。職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例です。

これは、先ほども総務課長のほうからご説明ありましたように、ただ上富田町だけがそういうようにするんじゃないんですね。いろいろ国の勧告から、近隣、そしてまた、職員組合とも相談しながら、職員組合も納得をいただいて下げるということなんですから、私はこれは公平だと思うので賛成いたします。

以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第66号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決

します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(大石哲雄)

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

△日程第5 議案第67号

○議長(大石哲雄)

日程第5 議案第67号、町長等の給与及び旅費に関する条例及び上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第67号、町長等の給与及び旅費に関する条例及び上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本臨時会に付議された事件の議事は全て終了いたしました。

町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長、奥田君。

○町長(奥田 誠)

令和3年第2回上富田町議会臨時会を閉会するに当たりまして、お礼のご挨拶を申し上げます。

本臨時会に上程しました報告議案につきまして慎重審議をしていただき、全てを承認していただきまして誠にありがとうございます。

当町は大変厳しい財政状況ではありますが、さらに議会との連携協調を図りながら、多様化する住民ニーズに応えつつ、アフターコロナ時代の新しい日常生活にふさわしい行財政体制を目指し、第5次上富田町総合計画の基本理念「明るく豊かで元気な人づくり・まちづくり、将来像の花咲く明日につながる口熊野かみとんだ」に全力で取り組み、一つでも町民の皆様の期待に応えられるよう行政運営を行いますので、温かいご指導、ご協力を賜りますようお願いをいたしまして、閉会の挨拶といたします。

本日は誠にありがとうございました。

△閉 会

○議長（大石哲雄）

お諮りします。

これにて令和3年第2回上富田町議会臨時会を閉会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本臨時会はこれにて閉会することに決しました。

これにて令和3年第2回上富田町議会臨時会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午前10時38分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

上富田町議会議長 大石 哲雄

議事録署名議員 田上 明人

議事録署名議員 松井 孝恵